

焼津市立大井川南小学校いじめ防止基本方針

【PTA・地域との連携】

学校・家庭・地域が情報の共有化を図れる連携を目指して、学校だよりやPTA広報誌を通していじめ防止の啓発に努める。

学校運営協議会等の機会を通して情報を共有し、地域との連携を図る。

【校内研修等】

- ・協働的な学びの中で、互いの人権を尊重し合える授業を目指し、いじめの未然防止を図る。
- ・UDの3つの視点(焦点化、視覚化、共有化)を意識し、子供が「わかった」「できた」と思える授業づくりに取り組み、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ・夏季休業期間に、人権感覚を磨き、いじめ問題への対応力を高める研修会を行う。

【目指す子ども像】

学校重点目標『よく考えて 自分から やってみる』
一人一人の「主体的に考える力」、「自己指導能力」を身に付け、自己肯定感・自己有用感をもち自信をもって、粘り強く学習や活動に取り組む姿

【いじめ問題対策委員会】

- ＜構成メンバー＞ 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 担任
養護教諭 SC SSW PTA会長
(校長又は教頭以下、必要に応じてメンバーを選び、招集する)
- ＜具体的な活動＞
- ・生徒指導主任、教頭による情報収集や取り組み方針の企画立案
 - ・定期的な打ち合わせによる情報共有
 - ・いじめ発生時の緊急会議の開催と対応を協議

【生徒指導体制】

いじめ問題対策委員会を中心に、情報収集から問題解決まで、継続的・組織的に対応する。その際、保護者への連絡には、直接対話で事実確認や指導方針を確実に伝え、丁寧に対応する。
いじめ問題の様態によっては、PTAとの協議や保護者会の開催など、学校と保護者の情報交換や意見交換の機会を設定する。

【関係機関等】

必要に応じて以下の専門機関と連携し、指導方針を立てる。

- ・焼津市こども相談課
- ・学校福祉部
- ・焼津市立総合病院
- ・大井川チャレンジ
- ・東益津チャレンジ
- ・焼津警察署
- ・中央児童相談所

【教育相談体制】

- ・SC、SSW、心の教室相談員を活用し、相談体制の拡充を図る。
- ・相談室の開放時間には、相談員と気軽に話ができるようにする。
- ・保護者の相談内容に応じて、担任以外の職員が同席する。

【未然防止のあり方】

- ・子どもが対話を通して考えを深めるよさを実感し、達成感が得られる授業を目指す。
- ・いじめをなくしていくためにはどうしたらよいのかを考える場を設ける。
- ・「人間関係づくりプログラム」や「異学年交流」等を実施し、互いの人権を尊重し合い、よりよい人間関係が築けるようにする。
- ・道徳や学級会の時間に、気持ちが葛藤する場面について考える場を設定する。
- ・「南っ子のやくそく」が、子どもの意見が反映された約束になるよう話し合いの時間を設け、集団の一員としての行動を考える場とする。

【早期発見の在り方】

- ・日常の児童観察を基本としつつ、教育相談・連絡帳・日記の活用・アンケート調査・保護者への家庭連絡等、多様な方法で積極的かつ丁寧に情報を収集する。
- ・教職員、心の教室相談員、SC等と児童や保護者が相談しやすい体制を整える。
- ・6月・10月・2月に「心のアンケート」を実施し、児童の実態を把握し学級経営に生かすと共に、日常のいじめ未然防止が適切に機能しているか評価する機会とする。
- ・いじめについての情報は、一人で判断せず、組織的に共有することで事実関係を把握する。

【早期対応の在り方】

- ・いじめを認知したら、直ちにいじめ問題対策委員会を招集し、教育委員会に連絡、相談を行う。
- ・必要に応じてケース会議を開催し、対応の検討と役割の明確化を行う。
- ・多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画を決定する。更に、いじめ問題解決に向け、被害児童への支援、加害児童や周囲の子どもへの指導・支援、保護者への対応等に誠意をもって適切に対応する。
- ・いじめの被害者が守られるよう、共感的な聞き取りと、安心できる学習環境を整える。

【継続支援の在り方】

- ・再発防止・未然防止に向け、組織的に対応できるよう支援体制を確立する。
- ・指導・支援体制については、最も適切な者が適切な役割を担うようにチーム(組織)体制を組む。
- ・随時、多方面からの情報を収集し、いじめの全体像を把握しながら、具体的な指導・支援方法を修正し、弾力的に継続支援にあたる。
- ・被害児童の保護者と加害児童の保護者に、支援内容と経過についての説明をていねいに行い、いじめの事案に係わる情報の共有を図る。

【重大事態】

「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、事実確認の結果を直ちに焼津市教育委員会に報告し、連携して対処する。

焼津市立大井川南小学校 いじめ防止対策年間計画(令和7年度)

月	①組織・連携・研修・評価 等	②未然防止	③早期発見・対応と継続的支援
4	【P】いじめ問題対策委員会により、組織や外部機関との連携、年間計画等についての確認をする。 【D】児童理解研修を行い、引継ぎ事項等を共有する。(始業前と4月中旬)	【D】「人間関係づくりプログラム」(全4回)の実施。(4, 5, 6, 7月)	【D】児童に対する日常的な観察を基盤にいじめの芽をつむようにする。
5	【D】第1回研修会で「いじめ防止対策基本方針」の組織や日程(年間を通して行う会議・研修会)等を伝える。	【D】道徳・学級会の時間を通して子ども自らがいじめについて考える場を設定する。 【D】「教育相談日」を設け、保護者と教職員が話をする場を設定しておく。	
6	【D】「学校基本方針」の策定後、児童や保護者、地域に対してその趣旨や理解しておいてもらいたい点の説明を行う。 【C】「こころのアンケート」の実施により、児童の実態を把握する。	【D】運動会を通して、共に学び合うことの意義と大切さを実感させ、集団の絆を深める。	【D】アンケートの集約から、いじめの疑いがあるときは面談等により、速やかに情報を収集して対応にあたる。
7	【A】学年会等で子どもの様子を話し合うことで、子どもの実態をつかむと共に、日常のいじめ未然防止が適切に機能しているか評価する。	【D】保護者面談で保護者から情報を収集すると共に、学校いじめ防止基本方針の理解を得るようにする。	【D】いじめ問題解決に向け、継続して情報を収集し、支援にあたる。
8	【D】夏期研修会(人権やUDについての研修を行い、問題行動への対応力や未然防止に向けての理解を深める)	【D】夏季休業中も生徒指導上の問題を抱える児童との連絡を取るようにする。	
9	【D】いじめ問題対策委員会により、夏期休業中及びその後の児童の表れを共有する。		
10	【D】いじめ問題対策委員会により、前期の取り組みをチェックし、後期の取り組みの設定・修正を行う。 【C】「こころのアンケート」の実施により、児童の実態を把握する。	【D】「教育相談日」を設け、保護者と教職員が話をする場を設定しておく。	【D】相談の内容に応じて、最も適切な者が適切な役割を担うようにする。 【D】アンケートを集約し、いじめの疑いがある場合は速やかに対応にあたる。
11	【D】児童理解研修を行い、児童の表れや支援方法を共有する。		
12	【A】10月のアンケート分析を元に、「いじめ問題対策委員会」の会議により、本校のいじめ問題の現状を検討すると共に、日常のいじめ未然防止が適切に機能しているか評価する。 【C】教育課程編成のためのアンケート調査を行う。	【D】「南っ子(総合)」の成果を参観日等に発表するための取り組みを通して、共に学び合うことの意義と大切さを実感させ、集団の絆を深める。	【D】いじめ問題解決に向け、継続して情報を収集し、支援にあたる。
1	【D】教育課程編成での「いじめ問題対策委員会」の位置づけを確認する。	【D】「教育相談日」を設け、保護者と教職員が話をする場を設定しておく。	【D】相談の内容に応じて、最も適切な者が適切な役割を担うようにする。
2	【C】「こころのアンケート」の実施により、児童の実態を把握する。 【A】学年会等で子どもの様子を話し合うことで、子どもの実態をつかみ、今年度のいじめ未然防止が適切に機能しているか評価するとともに、次年度の引き継ぎ事項を整理する。	【D】「ありがとう6年生の会」に向けた活動を通して、集団の中でよりよい人間関係を築き互いに尊重し合う大切さを学ばせる。	【D】教職員が気づいた児童の変化に関する情報を集約・整理し、場合によっては、組織で取り上げる。 【D】アンケートの集約から、いじめの疑いがあるときは面談等により、速やかに情報を収集して対応にあたる。
3	【A】いじめ問題対策委員会により、次年度の組織や外部機関との連携、年間計画等について検討し修正を加える。	【D】共に学び合ってきたことの意義と大切さを振り返り実感させる。	【D】引き続き情報を集約するとともに、幼保→小、小→中の接続がスムーズにいくように打ち合わせを行う。